

電子マネー決済の導入の一時見合わせについて

1 主旨

区では、債権管理重点プランに掲げる納付機会の拡大を図るため、令和3年6月より介護保険料、7月より国民健康保険料において、スマートフォンによる電子マネー決済の導入を予定していたが、以下の事由により、一時見合わせることにする。

2 事由

LINE株式会社が提供するコミュニケーションアプリ「LINE」のシステム開発や運用の一部が、中国を拠点とする関連会社により行われ、日本のサーバにある利用者の個人情報へのアクセスが可能になっていた事実が発覚した。

総務省では、令和3年3月19日付で同社と親会社であるZホールディングス株式会社（以下「ZHD」という。）に対し、利用者情報の管理状況等について報告を求めるとともに、内閣府の外局である個人情報保護委員会においても外国の事業者への業務委託に係る個人情報の取扱状況の適法性等状況を確認中とのことである。

このため、6月より順次、電子マネー決済の導入を予定していたLINE Pay株式会社による「LINE Pay 請求書支払い」について一時見合わせるとともに、PayPay株式会社による「PayPay 請求書払い」の電子マネーサービスについても、LINE株式会社の親会社であるZHDのグループ会社であることなどから、一時見合わせることにする。

3 今後の対応について

- (1) 国民健康保険業務では、令和3年度の「国保のしおり」及び「国民健康保険（国保）のてびき」において、令和3年7月から電子マネー収納開始について周知案内と区のホームページにリンクする二次元コードを掲載しているため、導入の一時見合わせ及び開始については、窓口での案内チラシ配付のほか、ホームページや納入通知書に同封するチラシ等において周知する。
- (2) 国民健康保険業務は、「LINE Pay 請求書支払い」及び「PayPay 請求書払い」の利用にかかわらず、電子マネー決済の導入に伴い、基幹システムの改修を行う必要があり、区民の利便性の向上からも、可能な限り迅速に対応できるよう、基幹システムの改修は予定どおり進める。
- (3) 介護保険業務では、電子マネー決済の導入の時期については、6月以降に周知する予定であったため、電子マネー決済の開始が決定した段階でチラシや区のホームページ等で周知する。なお、介護保険業務では、電子マネー決済の導入に伴うシステム改修は不要である。